

# 地方税財源の確保・充実について

- 1 地方一般財源総額の確保・充実等について
- 2 地方における行財政改革・歳出削減について
- 3 地方法人課税の偏在是正について
- 4 地方創生の推進について
- 5 消費税・地方消費税率の引上げについて

平成31年4月  
全国知事会



# 1 地方一般財源総額の確保・充実等について

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（「骨太の方針」）において定められた  
「新経済・財政再生計画」 《抜粋》（平成30年6月15日閣議決定）

## 財政健全化目標

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

## 一般財源総額ルール

財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間（2019～2021年度）内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、②（略）

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 地方行財政改革等

（基本的考え方）

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。

具体的には、少子化・人口減少の中にあって、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

## (持続的な地方行財政制度の構築)

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

## (地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

# 平成31年度地方財政計画のポイント（その1）

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

### 一般財源総額 62.7兆円（前年度比+0.6兆円、前年度 62.1兆円）

一般財源総額（水準超経費除き） 60.7兆円（同+0.4兆円、同 60.3兆円）

- ・ 地方税・地方譲与税 42.9兆円（前年度比 +0.9兆円、前年度42.0兆円）
- ・ 地方特例交付金・臨時交付金 0.4兆円（同 +0.3兆円、同 0.2兆円）
- ・ 地方交付税 16.2兆円（同 +0.2兆円、同 16.0兆円）
- ・ 臨時財政対策債 3.3兆円（同 ▲ 0.7兆円、同 4.0兆円）

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

### (2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- ・ 平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

## (3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

- ・ 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

## (4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

- ・ 緊急対策に係る事業費1.2兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円を計上

## (5) 地方財政の健全化

- ・ 地方財源不足が大幅に縮小し(③06.2兆円→③14.4兆円)、折半対象財源不足が解消(③00.3兆円)
- ・ 臨時財政対策債は、前年度から0.7兆円抑制(③04.0兆円→③13.3兆円)

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

# 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保。
- ただし、平成31年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、**地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金(仮称)）を創設し、全額国費により対応。**
- **平成32年度（2年目）以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。**その上で、**個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。**
- また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度（初年度）及び平成32年度（2年目）の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

法律上の位置付け (予定)	区分		財源負担割合			平成31年度所要額			
			国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	
子どものための教育・保育給付 (施設型給付費 (地域型保育給付費含む))	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育てのための施設等利用給付 (施設等利用費)	<旧制度> 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

(注1) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(注2) 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分(上表太枠囲み部分:2,349億円)については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

## 1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

- (1) 対象事業 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業
- (2) 事業年度 平成31・32年度  
※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる
- (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%
- (4) 事業費 1兆1,518億円（平成31年度）

## 2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

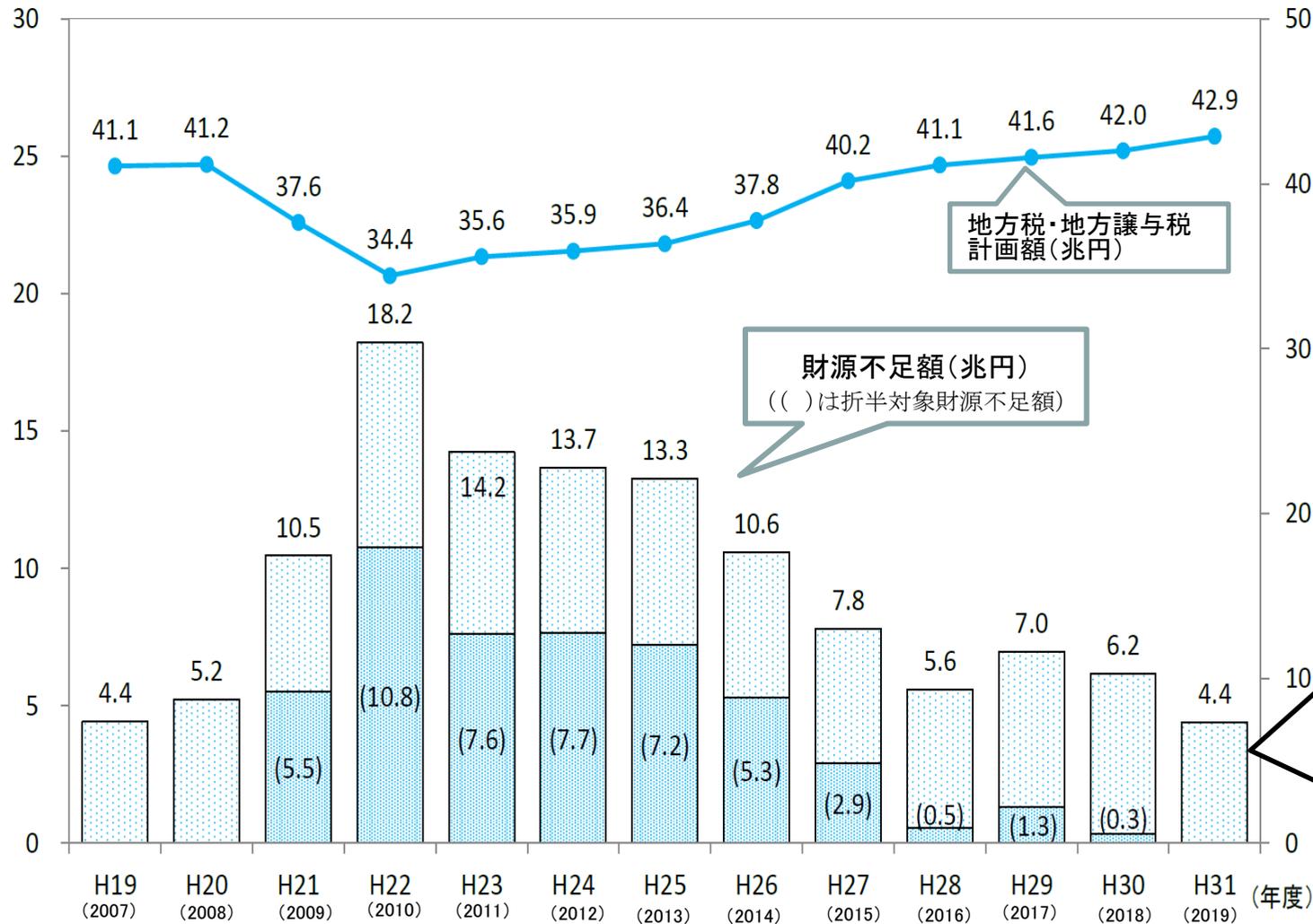
- (1) 対象事業 安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業  
【対象施設】治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災等
- (2) 事業年度 平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）
- (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%
- (4) 事業費 3,000億円（平成31年度）

# 地方の財源不足額と地方税収

○ 近年、地方税の増収等により地方の財源不足額は減少傾向にあり、平成31年度は折半対象財源不足が解消されたものの、依然として**4.4兆円という巨額の財政赤字**を抱えている状況

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)



**H31財源不足額 4.4兆円  
の補填**

↓

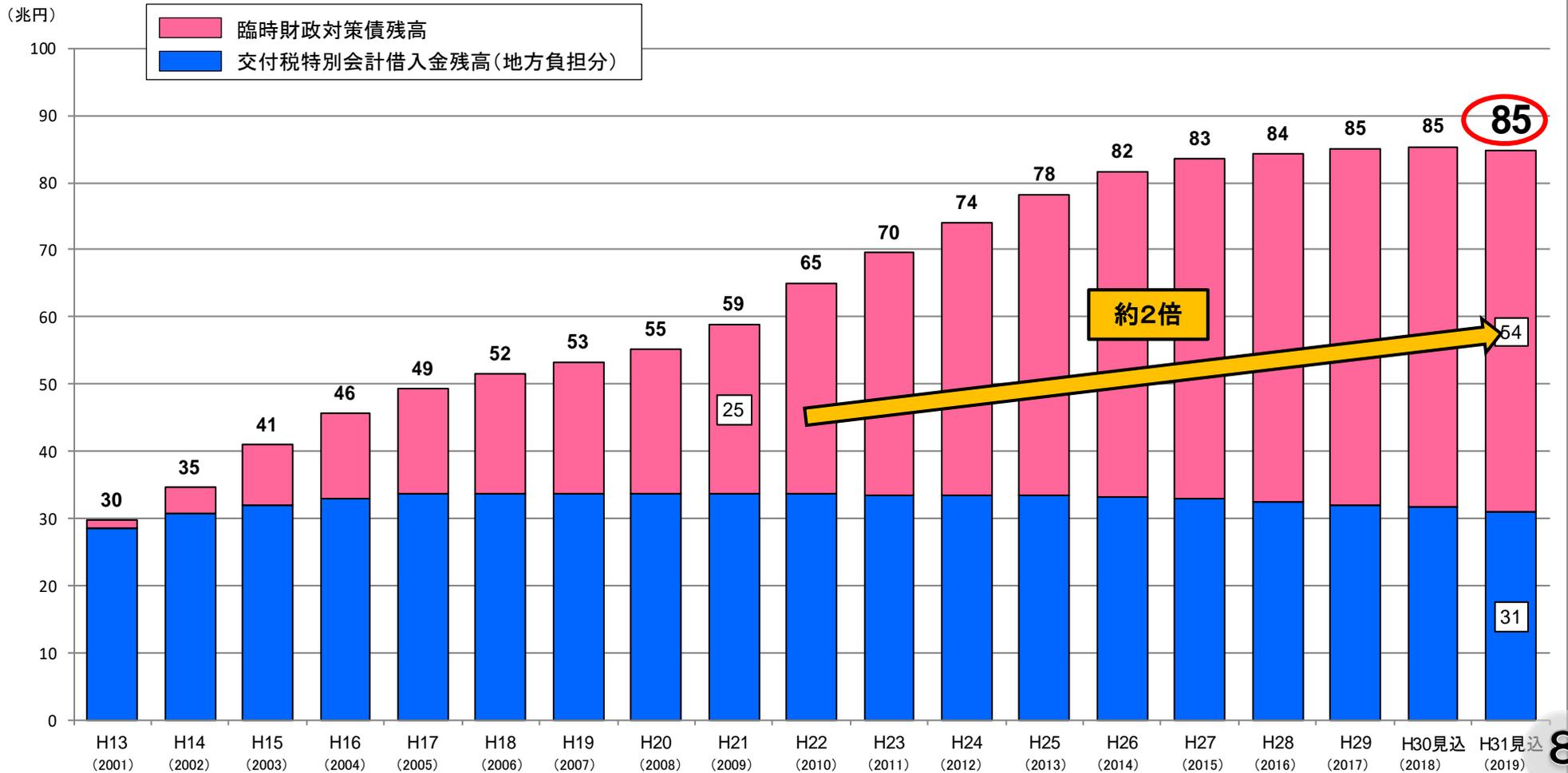
- ・ 臨時財政対策債 3.3兆円
- ・ 財源対策債 0.8兆円
- ・ 一般会計加算 0.3兆円
- ・ その他 0.1兆円

(折半対象財源不足は解消)

【総務省資料より】

# 臨時財政対策債等の累積残高の推移

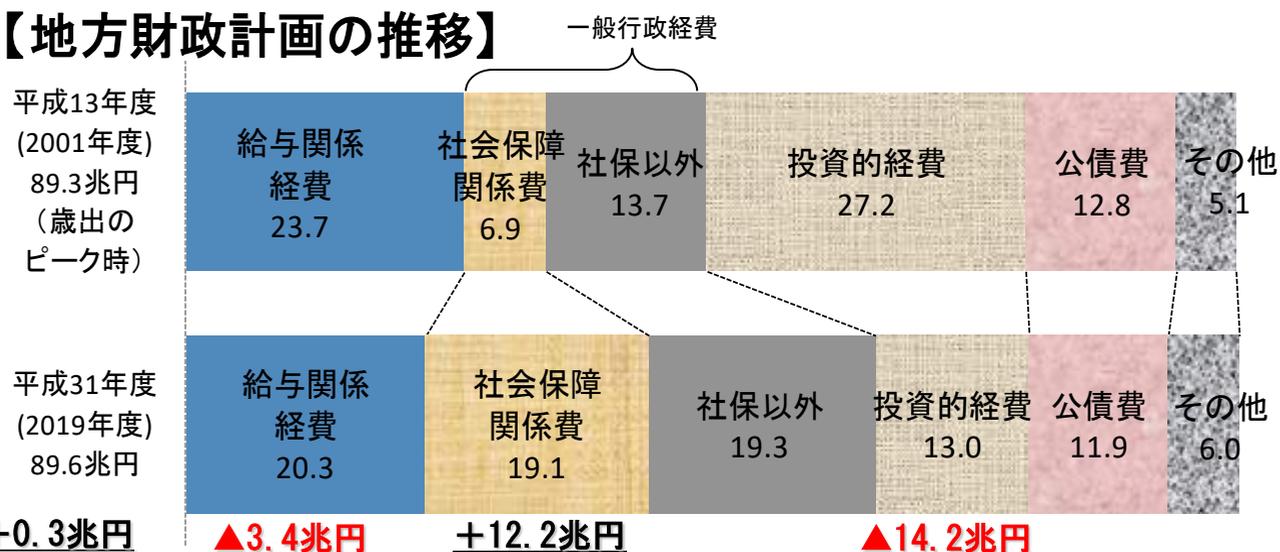
- 「三位一体の改革」により、地方全体で約6兆円の減  
(地方交付税(臨時財政対策債含む) 約△5.1兆円、国庫補助負担金 約△3.9兆円、税源移譲 約+3兆円)
- リーマンショック後、臨時財政対策債の残高は約2倍に増加 (H21:25.4兆円 → H31見込:53.8兆円)
- 交付税特別会計の借入金残高を含めると、H31で85兆円となる見込み  
(臨時財政対策債53.8兆円+交付税特別会計31.1兆円=計84.9兆円)



# 2 地方における行財政改革・歳出削減について

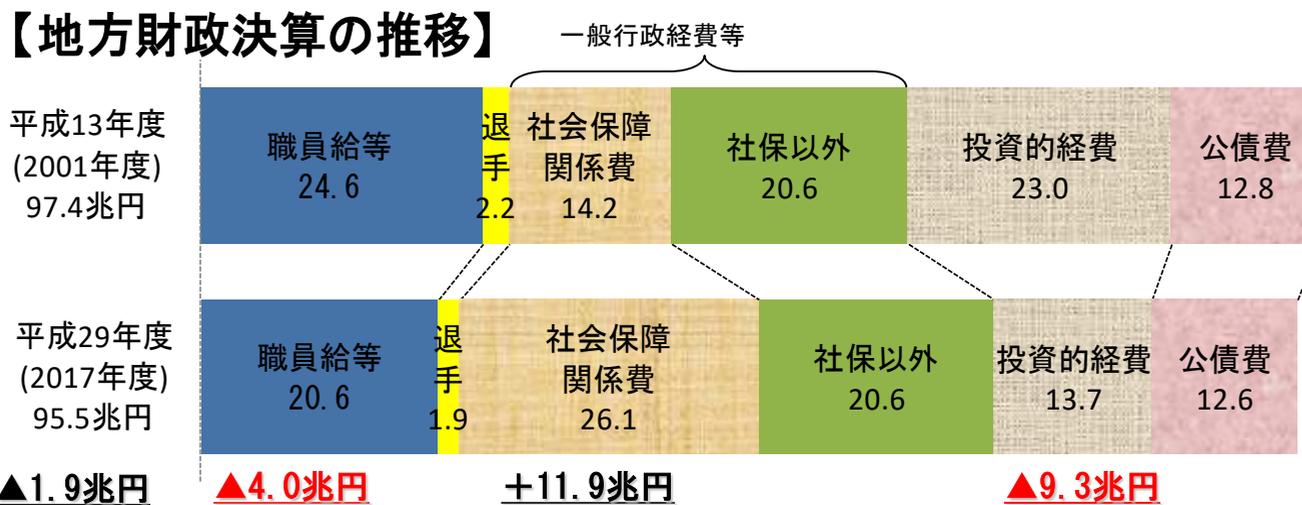
○ 社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減。

## 【地方財政計画の推移】



(注)内訳が公表されていない一般行政経費（単独分）に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

## 【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費（単独分）相当分（乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み）を含む（東日本大震災分は除く）。